三、株式会社ローヤル奥田に対する件

昭和五三年（排）第六号

排除命令

大阪市天王寺区小橋町一七番地の九
株式会社ローヤル奥田
右代表者　代表取締役　奥田重男

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社ローヤル奥田は、スポーツ用品の小売業者を対象に、昭和五二年一一月一日から昭和五三年一〇月三一日までを期間とし、「創業六〇周年記念大謝恩セール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、スポーツ用品の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制

限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社ローヤル奥田（以下「ローヤル奥田」という。）は、肩書地に本店を置き、北海道及び沖縄県を除く全国各地においてスポーツ用品の卸売業を営む事業者である。

二　ローヤル奥田は、同社の販売先であるスポーツ用品の小売業者を対象に、「創業六〇周年記念大謝恩セール」と称し、昭和五二年一一月一日から昭和五三年一〇月三一日までを期間とし、期間中に、同社が販売するスポーツ用品を購入した小売業者に対し、あらかじめ定めた購入額一〇〇万円を一点とする獲得点数の区分に応じ、獲得点数一九点以上の者には四泊六日のハワイ旅行招待（一名当たりの経費約二一万三〇〇〇円相当）又は記念品を提供し、三点以上一九点未満の者には獲得点数に相応した記念品を提供することを企画し、この企画に基づいて右商品の販売を行っているところ、当委員会の調査開始後、昭和五三年一月二七日、右ハワイ旅行を中止することとした。

三　ローヤル奥田が、小売業者に対し提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記企画により同社が提供する景品類のうち、ハワイ旅行招待の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、ローヤル奥田の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関

する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月一七日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔